



ミミイヌ

あいわ通信



～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願ひいたします。



司法書士のお仕事紹介～債務整理編⑧ 自己破産（その3）

こんにちは。司法書士の粒来です。今月号は、11月号に引き続き、破産手続における裁判所のチェックポイントをご紹介します。



③ **返済が不可能になった理由や債務形成の経緯が、審査の対象になります。**

贅沢品の購入や遊興費、ギャンブル、一攫千金を狙った株やFX取引などの浪費が原因の場合は、法律上、免責不許可事由とされています（破産法252条1項）。

また、生活費の穴埋めで借入金が増えた場合も、あまりにハイペースで借入をしたりしていると、借入当時、返済の見通しについてどう考えていたのかを問われることがあります。

④ **債務整理開始後に、どのように生活再建に取り組んでいるかも見られます。**

債務形成の事情を問われるといつても、裁判所は過去の過ちに関しては、ある程度であれば寛容に取り扱ってくれます。

債務整理前に起こってしまっていることは後から変えようがなく、また、破産に至るほど大きな借金のある方だと、返済に追われて泣く泣くルール違反を犯してしまうことも往々にしてあるからです。

免責不許可事由があったとしても、債務整理後の対応が真摯であるなど見るべきところがあれば、裁判所の裁量で免責を受けられる余地が残されているのです（破産法252条2項）。

一方で、債務整理開始後の行動はシビアに審査されます。債務整理の開始後もだらだらと債務形成の原因となったことを続けたり、破産を希望しながら、財産を隠したり裁判所に虚偽の説明をしたりと不誠実なことをやっていると、裁判所に反省の色なしと評価され、大変なことになります。

破産で免責を受けることができれば、借金はほぼすべて帳消しになるので、借り手にとって、これほど効果的な借金問題の解決方法はありません。

しかし、その絶大なメリットを享受するためには、当然ですが、それに値するような筋を貸し手や裁判所に対して通す必要があるということです。

いかがでしたでしょうか。

これまでの8回の債務整理の記事を通してお伝えしたかったのは、お金の問題は、なんとかなるということです。もちろん、債務整理が貸し手の権利を制限する手続きである以上、借り手の都合や希望だけを優先して進めることはできません。しかし、借り手にそれまでの自分の生活を振り返り、債務の負担よりも優先度の低いものをそぎ落とす作業を行う意志があれば、借金の問題は、その状況に応じた解決の道が用意されています。

小難しい話もたくさんありましたが、ご相談内容に応じたアドバイスを行い、方針決定のお手伝いをするのは我々司法書士の仕事です。債務の返済に困ったら、まずはお気軽に、弊事務所までご相談いただければと思います。



ミミブタ

民事法律扶助をご存知ですか？

法的トラブルにあった時や法的手続が必要な時に「司法書士などの専門家に相談したいが、費用が心配」ということがあると思います。そのような時に日本司法支援センター（法テラス）が定める一定の条件を満たしている場合は、民事法律扶助を利用して、法的手続を行うことができます。

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、法テラスが無料相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。

これまであいわ通信で全8回にわたってご紹介した債務整理に関しても、民事法律扶助を利用して手続を進めることがよくあります。中でも自己破産手続を選択される方は経済的に余裕のない方が多く、当事務所で自己破産手続を行う方は、法テラスの民事法律扶助を積極的に利用しております。

自己破産申立ての場合、司法書士費用として10万5000円（実費含む）が法テラスから立て替えて支払われ、その後は毎月5000円を法テラスに対して返済していくことになります。司法書士費用は10万5000円以外にはかかりません。当事務所の司法書士は法テラスと契約を交わしており、民事法律扶助の資力基準に該当する依頼者については、積極的に法テラスの民事法律扶助を利用しております。

民事法律扶助の利用条件は以下のとおりです。

- ① 資力が一定額以下であること
- ② 勝訴の見込みがないとは言えないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適合すること

例えば、単身者の場合、収入が18万2000円以下であるなどの一定の収入基準を満たす必要があります。なお、家賃、住宅ローン、医療費、教育費の出費がある場合は一定額が考慮されますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。その他、民事法律扶助は、簡易裁判所での訴訟代理や裁判所提出書類の作成業務などにも利用することができます。気になる方は、当事務所までご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていない状況が続いており、この状況が長期化することにより、労働者や事業者に多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ております。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317（相談無料）

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーテーション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>
e-mail : info@aiwas.jp

